

## 2. 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年 省令第38号）第4条の規定」に基づき、居宅介護支援契約締結に際して事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

### 1. 事業者（法人）の概要

|            |                            |
|------------|----------------------------|
| 事業者（法人）の名称 | 社会福祉法人ジェイエー長野会             |
| 主たる事務所の所在地 | 〒380-0826 長野市南長野北石堂町1177-3 |
| 代表者（職名・氏名） | 理事長 上原 孝義                  |
| 設立年月日      | 平成6年4月20日                  |
| 電話番号       | 026-223-0533               |

### 2. 事業所の概要

|             |                 |            |
|-------------|-----------------|------------|
| ご利用事業所の名称   | 福祉相談センターりんごの郷   |            |
| サービスの種類     | 指定居宅介護支援        |            |
| 事業所の所在地     | 長野市大字穂保字町裏207-1 |            |
| 電話番号        | 026-217-7160    |            |
| 指定年月日・事業所番号 | 平成19年10月 1日指定   | 2070103565 |
| 管理者         | 西澤 利恵           |            |
| 通常の事業実施地域   | 長野市、須坂市、小布施町    |            |

### 3. 事業の目的と運営の方針

|       |                                                                                                                                    |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の目的 | 要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。                                                  |
| 運営の方針 | 事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。 |

#### 4. 提供するサービスの内容

- 利用者のお宅を訪問し、心身の状態を適切な方法により把握の上、利用者自身やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 利用者の居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、利用者とその家族、指定居宅サービス事業者等との連携調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、利用者と事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- 指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- 利用者の要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。
- 利用者が介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をします。

#### 5. 営業日時

|      |                                                               |
|------|---------------------------------------------------------------|
| 営業日  | 月曜日から金曜日<br>但し、祝日（振り替え休日を含む）、12月30日から1月3日を除きます。               |
| 営業時間 | 午前8時30分から午後5時30分<br>但し、特定事業所加算を算定する場合は、24時間連絡可能な体制を整えるものとします。 |

#### 6. 事業所の職員体制

| 従業者の職種    | 員 数 |     |    |
|-----------|-----|-----|----|
|           | 常勤  | 非常勤 | 計  |
| 主任介護支援専門員 | 2人  | 0人  | 2人 |
| 介護支援専門員   | 2人  | 0人  | 2人 |

#### 7. 利用料金

事業者が提供する居宅介護支援に対する利用料金は介護給付費で賄われます。利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、利用者はサービス利用料金の全額を事業者に対し、一旦お支払いいただきます。

その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行しますので、後日、所在市町村窓口指定居宅介護支援提供証明書を提出することで払い戻しを受けることができます。

## 8. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 9. 担当の介護支援専門員

担当する介護支援専門員は、次のとおりです。ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

氏 名：

連絡先（電話番号）： 026-217-7160

## 10. 苦情相談窓口

- (1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

|         |      |              |
|---------|------|--------------|
| 事業所相談窓口 | 担当者  | 管理者 西澤 利恵    |
|         | 電話番号 | 026-217-7160 |
|         | 面接場所 | 当事業所の相談室     |

- (2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

|        |                               |                   |
|--------|-------------------------------|-------------------|
| 苦情受付機関 | 長野市役所 介護保険課                   | 電話番号 026-224-7871 |
|        | 須坂市役所 高齢者福祉課                  | 電話番号 026-248-9020 |
|        | 小布施町役場 健康福祉課                  | 電話番号 026-214-9108 |
|        | 長野県国民健康保険団体連合会                | 電話番号 026-238-1550 |
|        | 苦情解決第三者委員<br>ながの農業協同組合代表理事組合長 | 電話番号 026-224-0550 |
|        |                               |                   |
|        |                               |                   |

## 11. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 介護支援専門員に贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は居宅サービス事業者へご連絡ください。

## 1 2. 虐待防止について

虐待の発生又はその再発を防止するため、指針の整備、委員会の設置、研修会の実施等の措置を講じるものとします。

## 1 3. 感染症対策について

事業者において感染症が発生し、又はまん延しないように、指針の整備、委員会の設置、研修会の実施等の措置を講じるものとします。

## 1 4. 業務継続計画について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

## 1 5. ハラスメントについて

事業者は適切なサービスの提供を確保する観点から、ハラスメント防止に取り組み、必要な措置を講じます。利用者またはその家族（関係者を含む）が事業者に対して行う、暴言・暴力・性的な言動・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為を禁止し、介護支援専門員がハラスメントを受けた場合、契約書第10条に基づき契約を終了します。